

宇治市水道事業給水条例第 10 条に規定する加入金の徴収等に関する規程

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 6 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日水道事業管理規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宇治市水道事業給水条例(昭和 37 年宇治市条例第 10 号。以下「条例」という。)第 10 条に規定する加入金の徴収等について、同条に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(給水管の呼び径が 100 ミリメートル以上の場合の加入金)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の表に規定する管理者が定める額は、給水管の呼び径に応じて次の表に定める額とする。

給水管の呼び径	加入金の額	
	新設	改造
100 ミリメートル	15,900,000 円	新口径による加入金の額と旧口径による加入金の額との差額
125 ミリメートル	27,800,000 円	
150 ミリメートル	43,900,000 円	
200 ミリメートル	90,900,000 円	

(各戸に給水設備がある建築物における加入金)

第 3 条 各戸に給水設備がある建築物における給水装置の新設又は改造に係る加入金は、当該各戸に給水する給水管の呼び径に応じて条例第 10 条第 1 項及び前条の表に定める額の合計額に 100 分の 108 を乗じて算定する。

(加入金の還付)

第 4 条 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置の新設又は改造工事を給水管の分岐工事を行う前に中止したときは、当該新設又は改造工事の申込時に納付した金額を還付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は、この規程の施行の日以後の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。